

子ども・若者の実態把握と解決策について

子ども・若者支援に関する事業を具体化するにあたり、子ども・若者の現状や課題等のより詳細な実態を把握するため、子ども・若者支援庁内調整会議を開催し、関係者からのヒアリングや関係機関や地域の支援者、庁内関係職員及び相談員とのワークショップ、行政データの把握等を実施し、整理・分析を行い、出された課題の解決策について、とりまとめを行いました。

子ども・若者支援庁内調整会議

12課による子ども・若者支援庁内調整会議の開催
 【第1回】平成28年7月26日 実態把握・内容、スケジュール等の確認
 【第2回】平成28年12月21日 ヒアリング・ワークショップの報告と求められる支援の確認
 【第3回】平成29年2月2日 解決のための具体的な取組の協議

ヒアリング・ワークショップの実施

子ども・若者支援に関わる関係者からのヒアリング	6課（11か所）、16機関・団体から83件 期間：平成28年7月26日～9月9日
庁内関係職員・相談員、関係機関・地域の支援者によるワークショップ	15課（33人）、11機関・団体（25人）が参加。3回実施 実施日：平成28年8月17日、23日、29日



課題（キーワード）の抽出・整理（主なもの）

学校関係等	不登校、ひきこもり、進路未定、高校中退
学力問題等	家庭の学習環境、学習習慣の定着、自己肯定感の不足
非行問題等	夜間外出、非行
暴力行為等	DV被害、虐待、暴力
生活	生活困窮、貧食・孤食、地域での孤立、学校・家庭以外の居場所、生活時間の乱れ、社会参加の場、信頼できる大人
子育て	育児疲れ、養育能力、病児の預け先
就労等	就労困難、社会経験不足、中学卒業後の展望
若年妊婦・母子	若年妊婦、未婚の母
障害・病気等	発達障害、コミュニケーション能力
その他	相談先がわからない、ひとり親、関係機関との連携



課題解決に向けた現状の取組の把握

抽出・整理した課題を解決・軽減するために活用できる現状の取組の把握



新たに求められる支援を具体化する取組（案）

ユースプラザの開設【新規】	様々な支援を要する中・高校生等の居場所と併せて、相談機能を有する拠点として開設し、子ども・若者と保護者を支援するための連携体制の構築を図る。	
1. 居場所・体験の場	若者広場、交流・体験活動、自学自習の場	
2. 相談・保護者支援	子ども・若者本人と保護者の相談窓口、保護者啓発・支援	
3. 関係機関連携	地域における関係機関ネットワークの構築	
子ども食堂への支援【新規】	広く子ども達に家庭的な雰囲気のある食事を提供することに加え、学習や交流の場などの確保に努める団体に対し施設使用料を助成することで安定的な運営に寄与するとともに、子ども達が抱える課題等の早期発見のきっかけとする。	
学習・生活支援事業【拡充】	子どもの貧困対策として実施している学習・生活支援事業について、新たに北ブロックで2か所開設し、5ブロック6か所で実施する。	
子ども・若者自立支援センター【拡充】	地域の支援者や関係機関との連携支援体制を強化するとともに、利用料の無料対象者の拡大を図る。	
業務サポーター【拡充】	子どもと向き合う時間の確保と充実のため、教職員の事務負担軽減を図る。	
つどいの広場／利用者支援事業【拡充】	地域の子育て家庭を支援するため、つどいの広場の拡充と公立保育所5か所で利用者支援事業を実施する。	
学習サポーター／スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカー【拡充】	子どもたちのサポート体制と子ども・保護者に対する心理的支援、課題をもつ家庭への福祉的支援など児童生徒・保護者を支援する学校体制の充実を図る。	
就学援助制度【拡充】	新入学学用品費の入学前支給を実施する。	
中学卒業後の支援体制【充実】	ユースプラザと中学校（追指導）等が連携し、進路未決定者や高校中退の予防と中退後の支援体制の充実を図る。	
「いじめ」ホット電話相談【充実】	本市の電話相談窓口と併せて、国や府の24時間相談窓口の周知を図る。	
就労準備支援事業／就労体験事業【充実】	本人の状況にあわせて意欲喚起や社会的居場所の充実を図る。また、本人の適正に見合う就労体験メニューが不足しているため、就労体験事業所の充実を図る。	
思春期保健教育【充実】	出産する事の知識不足、望まない妊娠や若年特定妊婦を生み出さないため、小・中学生の早い時期から、妊娠・出産に関する正しい知識の習得の充実を図る。	
健康福祉セーフティネット【充実】	児童生徒・保護者の情報共有を図るため、健康福祉セーフティネットに小・中学校の参加を促す。	
【今後検討が必要な取組】	就労訓練事業	収入が伴わないと就労体験への誘導が難しいため、収入が伴う就労訓練事業の促進を検討する。
	ひとり親家庭への住宅等支援	ひとり親家庭の住宅の安定確保や養育等が困難なひとり親家庭のため、行政・地域が連携した日常生活の自立に向けた支援方法を検討する。
	連携システムの構築	学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがチームとして取り組み、関係機関連携による継続的な支援と義務教育終了後も活かせる支援システムを検討する。
	外国人の子ども・大人サポート事業	日本語が話せない児童生徒・保護者への通訳派遣（英語・中国語以外の外国語）や相談支援・情報提供を行うとともに、気軽に立ち寄り交流ができる場を検討する。
	相談タウンページの作成	相談窓口がわからない方へ、適切・正確な情報提供を図ることができるよう、関係機関の情報をとりまとめ、カテゴリー別に検索ができる相談タウンページの作成を検討する。
	子育てで短期支援事業（ヨートステイ/ワイaitステイ）	ひとり親家庭の就労と家事の両立に向けた支援・育児疲れのサポート等のため、利用期間・利用要件等の緩和を検討する。
	病児保育／休日保育	保護者の就労体系が多様化する中、保育ニーズに対応するため、利用場所の拡充や利用方法の見直し等を検討する。

学習・生活支援事業

事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行うとともに、子ども達が将来の夢や目標を持ち、貧困に負けない生きる力を育むことを目的とする。

事業の概要

■対象者

- 中学1年から3年生
- 生活保護受給世帯、ひとり親世帯の生徒、
学校長から推薦された生徒

■実施場所

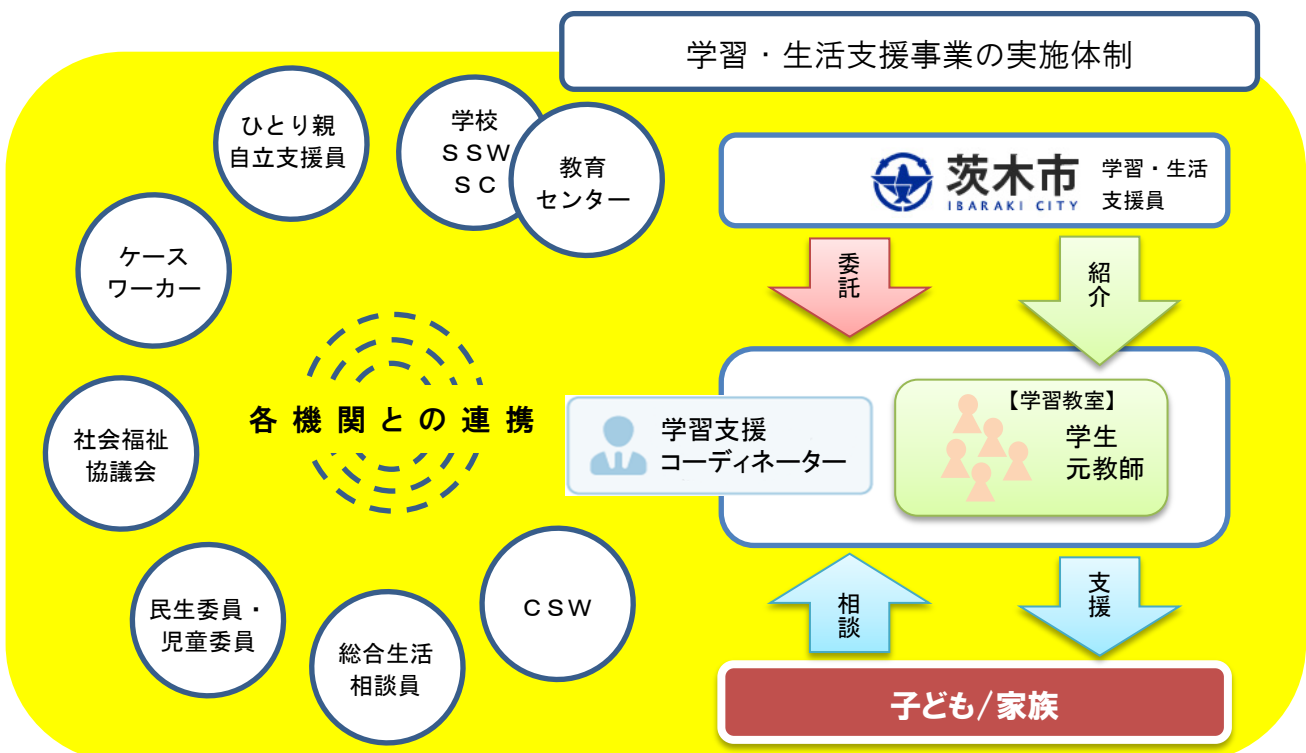
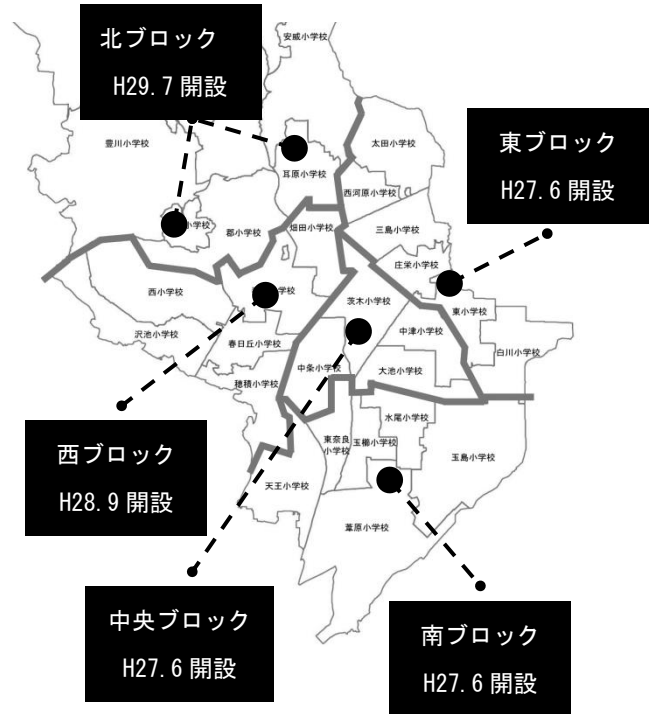
- 6か所（東・南・西・中央ブロック各1、
北ブロック2か所）で実施
- 地理的要因等により他ブロックの会場で受講可

■実施体制

- 委託事業（社会福祉協議会、NPO、株式会社）

■支援体制

- 学習・生活支援員による家庭訪問、相談、学習教室への誘導
- 学習支援コーディネーターを配置し、学習支援ボランティア（学生・元教師等）とともに学習支援・生活支援にあたる
- 定期的に保護者との面談を実施する
- 学習支援コーディネーターは、学校等の関係機関と連携を行い支援を行う
- 進路選択に関する相談を行う（進学費用・奨学金など）



ユースプラザの実施について

■ 事業の概要

1. 居場所・社会経験の場の提供

- ①ふれあい・交流サロンの開設
平日の放課後や休日、長期休業中に中高生等が気軽に立ち寄り、友達と楽しく話したり、勉強を教え合ったりできる広場を開設します。
- ②子ども・若者の居場所の設置
支援員・スタッフを配置し、ひきこもりや不登校など、生きづらさを抱える子ども・若者が安全・安心に過ごすことのできる居場所を提供し支援します。
- ③社会経験等の推進
子ども達の自主性を育む取組として、子ども・若者が興味・関心のある事をテーマにしたセミナーの開催や社会経験、スポーツ活動等の機会を提供するとともに、地域行事との連携により子ども・若者の豊かな育ちを支援します。
- ④自学自習の場の提供
静かな環境で自学自習がしたいと考える子どもたちを支援し、子どもの積極性や主体性を高める取組を進めます。

2. 相談・保護者支援

子ども・若者とその保護者の相談窓口を開設するとともに、保護者の悩みごとや困りごとに応じたセミナーを開催し、同じ課題を抱える保護者同士が情報交換等を行う事により、不安の解消と保護者同士のつながりを深める取組を進めます。

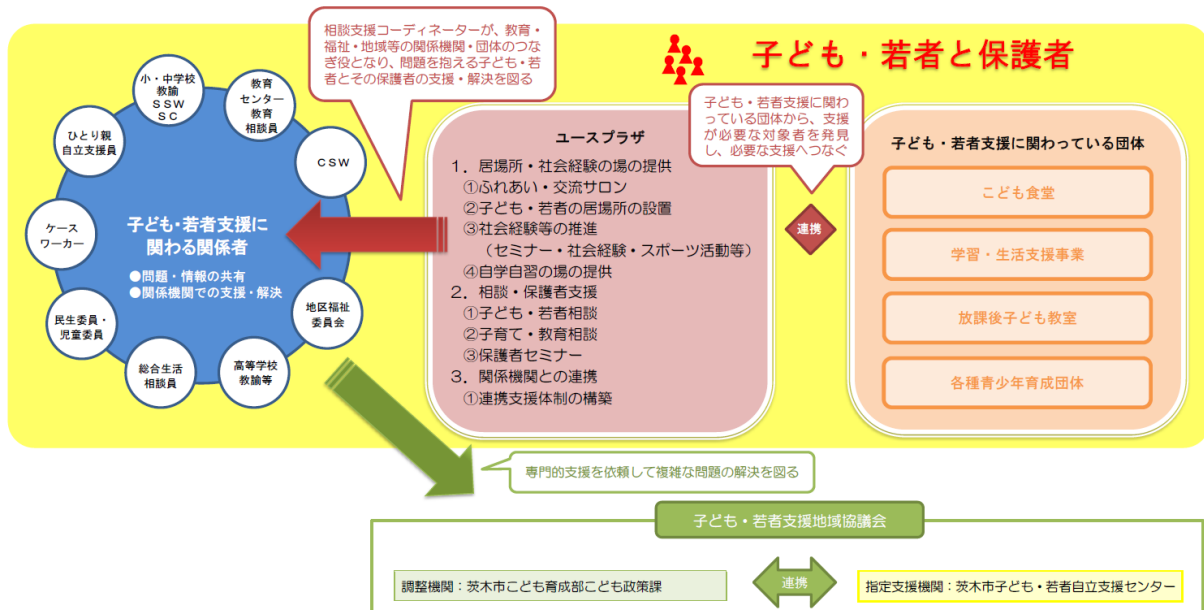
3. 関係機関との連携

中学校や高等学校をはじめ、民生委員・児童委員、CSW、SSW、学習・生活支援事業受託者、こども食堂運営事業者など、子ども・若者支援に関わっている団体・組織との連携支援体制を整えます。そのことにより、支援対象者の発見・誘導を行い、それぞれの状況に応じて、必要な施策や支援機関につなぐとともに、複雑なケースについては、子ども・若者支援地域協議会に対し専門的な支援を依頼し、問題の解決を図ります。

■ 実施体制

ユースプラザの開設日は、週4日以上とし、開設時間は、午前9時から午後9時とします。
従事者として、「1.居場所・社会経験の場の提供」に支援員・スタッフを各1名、「2.相談・保護者支援」「3.関係機関との連携」に相談支援コーディネーター1名を配置します。

■ ユースプラザのイメージ



SSW：スクールソーシャルワーカー、SC：スクールカウンセラー、CSW：コミュニティソーシャルワーカー

茨木市 こども政策課 子ども・若者支援グループ TEL 072-620-1625

ユースプラザ一覧	開設日時(祝日・年末年始を除く)			
	ふれあい・交流サロン (気軽に立ち寄れる場所)	自学自習の場 (集中して勉強できる場所)	子ども・若者の居場所 (落ち着いて過ごせる場所)	相談 (悩み事を話せる場所)
ユースプラザEAST 「ちょい(choi)」 場 所:総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館 (茨木市総持寺2-5-36) 委託先:三島コミュニティ共同事業体 (特定非営利活動法人 三島コミュニティ・アクションネットワーク、 三島地区福祉委員会) TEL 072-628-6993/FAX 072-628-9736	 ①火・水・木・金 ②土	①小学生 水・木・金 ②中学生 火・木・金	火・水・木・金	①火・木・金 ②水 ③土
ユースプラザWEST 「いばらきLOBBY」 場 所:豊川いのち・愛・ゆめセンター分館 (茨木市豊川5-10-28) 委託先:特定非営利活動法人志塾フリースクール (特定非営利活動法人志塾フリースクール、 特定非営利活動法人陽だまり、 特定非営利活動法人NIWA教育相談室) TEL 080-9607-5051 E-mail ibarakilobby@gmail.com	 火・水・木・金	①中学生~18歳 火・水・木・金 ②18歳以上 水	①中学生~18歳 火・木・金 ②18歳以上 水	水・木
ユースプラザSOUTH 「ベンポスタ・ぱーちスペース」 場 所:沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館 (茨木市沢良宜浜3-11-13) 委託先:特定非営利活動法人はっちぼっち TEL/FAX 072-655-3761 E-mail h-perch@hope.zaq.jp	 月・水・金・土	月・水・金・土	月・水・金・土	月・水・金・土
ユースプラザNORTH 「プラザ・あい」 場 所:府営茨木安威住宅B-5棟103号室・B-22棟集会所 (茨木市南安威2) 委託先:Bサポ・HRCネットワーク (一般社団法人 ヒューマンワークアソシエーション、 株式会社HRCコンサルティング) TEL 072-655-1821/FAX 072-647-6617 (103号室) TEL 072-655-6052 (集会所)	 ①火・木・金 ②土	①火・木・金 ②土	火・木・金・土	木・土